

チーム清流ミナモ派遣の手引き

平成 25 年 5 月 21 日	清流の国づくり推進課
(一部改正) 平成 26 年 4 月 4 日	清流の国づくり政策課
(一部改正) 平成 27 年 4 月 1 日	清流の国づくり政策課
(一部改正) 平成 27 年 7 月 10 日	清流の国づくり政策課
(一部改正) 平成 29 年 4 月 28 日	清流の国づくり政策課
(組織改正) 平成 30 年 4 月 1 日	地域振興課
(一部改正) 令和元年 7 月 30 日	地域振興課

(1) ミナモ (チーム清流ミナモ) 活動の目的

ミナモ (チーム清流ミナモ) は、

- ① 「清流の国ぎふ」(岐阜県) の P R
 - ② 岐阜県産品の販路拡大
 - ③ 岐阜県への観光誘客
 - ④ 岐阜県の自然環境保全
 - ⑤ 岐阜県のスポーツ振興
- を目的に活動しています。

(2) チーム清流ミナモの活動内容

①基本構成

ミナモとチーム員 1～5 名程度 ※チーム員数は活動内容により変動します。

②活動内容

次の中から派遣依頼者との打合せにより当日の活動内容を決めさせていただきます。

なお、行事等に支障のない範囲内で「ア)県政 P R」を実施させていただきます。

ア)ミナモのハッピー着用やチラシ配布、のぼり旗設置、クイズなどによる県政 P R

イ)ミナモダンス・ミナモ体操などのパフォーマンス

ウ)キャラクターショーの上演

エ)来場者とのふれあい、記念撮影

オ)その他主催者が希望する活動 ※ご希望に添えないこともありますので、予めご了承下さい。

(3) 派遣が可能な行事等

(1) の活動目的に合致した行事等にチーム清流ミナモを派遣します。

ただし、概ね 100 人以上が来場する行事等とします (学校や保育園、社会福祉法人への派遣の場合には、100 人未満でも可)。

※派遣決定にあたっては、行事等の内容、情報発信効果、行事等への行政の関与度合い (共催、後援等)、開催場所・時間などから総合的に判断します。

※目的に沿っていても、スケジュールが埋まっている場合は、お断りせざるを得ませんのでご了承願います。

(4) 派遣ができない行事等

①上記「(2) -②-ア)の県政 P R」が不可である場合

②個人的なイベント (結婚式等)、特定企業の福利厚生イベント等

③特定企業の利益となるイベント (ただし、「ミナモ」や「清流の国ぎふ」を応援する商品の P R や、(1) の目的に沿っていると総合的に判断できる場合は除く)

- ④安全性への配慮を欠き、又は着ぐるみ等の毀損若しくは汚損のおそれがあると認められる場合
- ⑤宗教的行事、政治活動等と認められる場合
- ⑥県の信用又は品位を害すると認められる場合
- ⑦第三者の利益を害すると認められる場合
- ⑧法令又は公序良俗に反すると認められる場合
- ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が物品等を販売する場合
- ⑩役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- ⑪その他「ミナモ」のイメージを損なうおそれがある場合など派遣が不適當であると県が認める場合

（5）派遣費用

原則、無料。ただし、派遣場所が県外の場合、旅費・宿泊費等の実費をご負担いただくことがありますのでご了承願います。

（6）派遣依頼者に準備（負担）いただくもの

- ①専用の控（着替え）室 ※活動場所に近く、かつ、活動場所から見えない場所をお願いします。
- ②駐車場 ※派遣人数により台数は変更します。控（着替え）室に近い場所をお願いします。
- ③音響設備 ※無い場合は、派遣機関（県事業受託業者）からの持込も可能です。ご相談下さい。
- ④警備員等 ※必要な場合

（7）派遣を受けるまでの手続きの流れ

①受付（先着順）→②仮押さえ→③審査→④依頼書提出→⑤打合せ→派遣

- ①先着順で受付けます。派遣依頼者から電話にて、派遣機関に対し派遣の適否等をご相談下さい。
- ②ご希望の日程に空きがあれば、仮押さえします。
※この段階では仮押さえであり、下記③及び④を経て正式に派遣決定となります。
- ③審査の後、派遣機関から派遣の可否を電話にて連絡します。
※審査に1週間程度、お時間をいただくこともあります。
- ④派遣の可否の連絡後は、別添「派遣依頼書」を派遣機関へ提出願います。
※仮押さえから1週間以内に提出が無い場合は、仮押さえを取り消すことがあります。
- ⑤活動時間や内容等の詳細な打合せ
※派遣実施日の1～2週間前までには、派遣機関から活動内容等の確認の連絡をします。
※活動時間や内容等について、派遣依頼者のご希望に添えないこともあります。

派遣機関（県事業受託業者）：日本イベント企画株式会社 受付：9:00～17:00（土日祝除く）
TEL 0584-71-6135 / FAX 0584-71-6130 / E-MAIL minamo@minamo-official.jp

（8）注意事項

- ①行事等の安全の確保には万全を期して下さい。チーム清流ミナモの活動・出演に伴う雑踏事故防止をはじめ安全対策は派遣依頼者の責任と負担で行うこととし、第三者に損害又は損失を与えた場合、県及び派遣機関は法律上の一切の責任を負いません。
なお、チーム清流ミナモの安全確保のため、必要に応じて安全管理責任者や警備員の配置をお願いすることもありますのでご理解をお願いします。
- ②ミナモの着ぐるみ内は高温であるため、操演者の安全を考慮し、1回の活動時間は30分以内としてください（夏場など、当日の状況により、30分よりも短縮させていただく場合があります）

のでご承知おきください。また操演者の体調によっては出演途中でも水分補給などの対応をさせていただきます)。

※活動時間は着ぐるみを装着しての移動時間を含みます。

- ③派遣スケジュールはインターネット上で公開します。
- ④派遣先で撮影した活動内容の写真・動画は、「派遣依頼書」記載内容に基づきインターネット上その他で公開します。
- ⑤派遣決定後であっても、チーム清流ミナモを派遣できない特別の事態が発生した場合には、派遣の中止や活動内容を変更させていただくことがありますので、予めご了承願います。
- ⑥開催日が未決定の段階で複数日の仮押さえや、仮押さえ後の速やかな「派遣依頼書」の提出が無い場合、派遣決定後に悪天候など正当な理由無くキャンセルするなど迷惑行為があった場合には、その後の派遣をお断りすることがありますのでご注意願います。
- ⑦行事内容が「派遣依頼書」記載内容から変更となる場合には、至急、連絡のうえ派遣機関の指示を受けて下さい。原則、軽微な場合を除き、派遣依頼書を再提出していただきます。なお、記載内容に虚偽のあることが判明した場合には、派遣を中止することがありますのでご注意願います。
- ⑧派遣は、その行事等や派遣依頼者について県の推奨を行うものではありません。
- ⑨ミナモの写真撮影や握手等は無償（商品購入者に限ることも不可）で行ってください。